

## 鹿部町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鹿部町における空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、鹿部町空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する建築物及びこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの、並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）で良好な管理状態にあるものをいう。
- (2) 空き地 町内に所在する住宅の建築に適した区域内に存する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 鹿部町空き家バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者から登録し込みを受けた情報を、町内への移住・定住等を目的として空き家等の利用希望する者（以下「利用希望者」という。）に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、鹿部町空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

2 鹿部町は、空き家等の当事者間の売買または賃貸借に係る交渉及び契約について直接関与しない。

(空き家等の登録申請等)

第 4 条 鹿部町空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、鹿部町空き家バンク登録申請書（様式第 1 号）に鹿部町空き家バンク登録票（様式第 2 号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請内容等と現地に不整合がなく、支障がないと認めたときは、鹿部町空き家バンクに登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該所有者等に鹿部町空き家バンク登録完了（不可）通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、鹿部町空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等の登録条件等)

第 5 条 町長は、次の条件を満たす空き家等を登録するものとする。

(1) 登録対象の空き家等が登記されていること。

(情報の公開等)

第 6 条 町長は、登録した空き家等に係る情報を速やかに鹿部町空き家バンクホームページ上で公開するものとする。

(空き家等の登録情報の変更申請)

第 7 条 第 4 条及び第 5 条の規定により登録の通知を受けた所有者等は、登録した空き家等の情報に変更があるときは、速やかに変更内容を鹿部町空き家バンク変更登録申請書（様式第 4 号）により、町長に届け出なければならない。

(空き家等の登録情報の抹消等)

第 8 条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空き家等の情報を抹消することができる。

(1) 登録した空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき

(2) 所有者等が登録の抹消を希望したとき

(3) 登録した空き家等の売買、又は賃貸の契約が成立したとき

(4) 町長が登録した空き家等の情報の内容に錯誤があると認めたとき

(5) その他町長が登録が不適切と認めたとき

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号のいずれかに該当する場合、所有者等は鹿部町空き家バンク登録抹消申請書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により、登録した空き家等の情報を抹消したときは、町長は所有者等に鹿部町空き家バンク登録抹消通知書（様式第 6 号）を通知するものとする。

(利用希望者の要件)

第 9 条 利用希望者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 購入又は賃借する空き家に居住又は定期的に滞在し、定住や商業活動その他地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 購入又は賃借する空き地に住宅等を建築し、定住や商業活動その他地域の活性化に寄与しようとする者

(3) 購入又は賃借する空き家等の転売及び転借を目的としない者

(利用希望者の申し込み)

第 10 条 利用希望者は、鹿部町役場建設水道課の問い合わせ窓口と直接連絡し、空き家等の利用を申し込むものとする。

(利用希望者の要件確認)

第 11 条 前条において、連絡を受けた者は、利用希望者が第 9 条の要件を満たしているか確認するものとし、要件を満たすと判断できない場合は情報提供を行わない。

(個人情報保護)

第12条 町長は、鹿部町空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについて、鹿部町個人情報保護条例（平成14年鹿部町条例第2号）の趣旨に基づき、適切に管理するものとともに、情報利用者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しない。

（暴力団員等の排除）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、鹿部町空き家バンクへの空き家等情報の登録及び利用を行うことができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者。

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。